委託番号	８３０８
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自家用電気工作物保安点検管理・清掃業務委託
（勤労青少年ホーム・住吉児童館）

２　委託期間　令和６年（２０２４年）４月　１日から
令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　委託場所　草加市立勤労青少年ホーム及び草加市立住吉児童館
草加市住吉二丁目２番８号

４　支払方法　業務完了払（年４回払）（６月・９月・１２月・３月）

５　委託内容

⑴　設備容量
１７０ｋＶＡ　６．６ｋＶ　（絶縁監視装置設置）

⑵　保安点検
隔月で実施すること。

⑶　受電設備清掃
年１回実施すること。

⑷　その他
保安規定により点検管理を実施すること。

⑸　実施計画書及び保守点検報告書の提出
受注者は、事前に実施計画書、業務実施後に、実施報告書(作業の様子等を写真で貼付すること)を速やかに提出すること。

６　そ の 他

⑴　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑵　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑷　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所　こども青少年課※　児童・青少年係　山口

電話０４８（９２８）６４２１（直通）

※令和６年（２０２４年）３月３１日までは子ども育成課

委託番号	８２０３
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　自家用電気工作物保安点検業務委託（川柳文化センター）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月　１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市青柳六丁目４５番１７号
　　草加市立川柳文化センター

４　支払方法　　業務完了払（年６回払い）

５　委託内容

⑴　保安点検

①　対象設備　　契約設備電力　１２３ＫＷ

②　点検回数

ア　月次点検　　隔月（５月、７月、９月、１１月、１月、３月）

イ　絶縁監視装置を設置し３６５日、２４時間、漏電等の異常を監視すること。
　漏電等の異常発生時には、市が指定する者に直ちに連絡すると共に、現場での応急作業及び安全上必要と思われる対応をすること。また、設置及び撤去費用は、受注者の負担とする。

ウ　年次点検　　年１回　１１月３日（日）

エ　臨時点検（必要に応じて）

③　点検方法　　電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安点検

⑵　高圧受電設備清掃業務

①　対象設備　　１８０ＫＶＡ

②　清掃回数　　年１回

③　清掃方法

ア　キュービクル内の床及び配電盤表面等の埃はブロアー又は、掃除機で除去する。

イ　高圧母線、遮断器、碍子、変圧器等に付着した埃は、乾布で払い落す。

ウ　碍子、ブッシング等は、乾布またはシリコンクリーナー等を用いて清掃する。

④　停電及び送電
　清掃作業の日程等は、事前に担当と調整のうえ決定すること。
　また、停電に際して事前に負荷の状態を把握し、無充電を確認のうえ短絡設置用具を取り付ける。作業終了後は、使用した用具、工具、器具等の置き忘れ、または接続部の緩み等がないかを確認し送電を開始する。送電後、負荷の状態確認をする。

⑶　報告

点検終了後、実施報告書を作成し、担当の確認を受け提出すること。

6　そ の 他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話　０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立川柳文化センター　担当　杉田

電話　０４８（９３６）４０８８（直通）